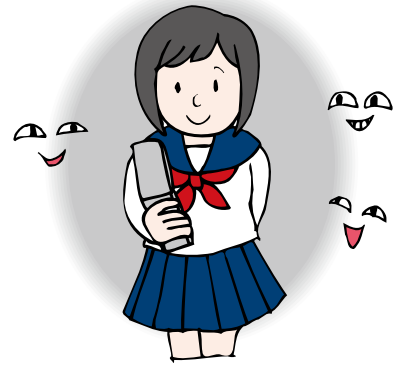
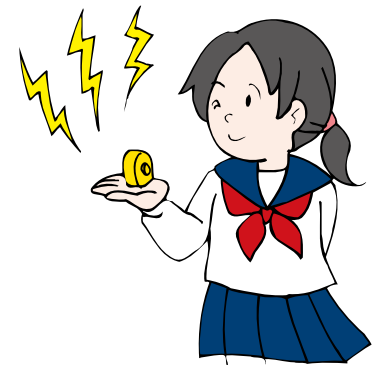


- 「有害サイト」から自分を守るため、自分の携帯電話・パソコンにはフィルタリング(有害サイトアクセス制限)をしておこう。
- メールを通じて親しくなった友だち(メル友)に、自分の住所や名前、生年月日、電話番号、学校名などを教えるのは、非常に危険があることを覚えておこう。



12 性的被害に遭わないために、あなたならどうする!!

- 登下校の時間や通学路を守り、できる限り複数で登下校しよう。
- 部活や塾のために暗くなってから帰るときは、明るく人通りのある道路を通ろう。できれば、家族に迎えに来てもらおう。
- 防犯ブザーなど、もしもの時に使える護身用具を携帯しよう。
- 外出するときは、家の人に、「行き先」、「用件」、「同伴者」、「帰宅予定時間」を言って行こう。
- 犯人は、中学生らしくない派手な服装や髪型、持ち物などを見て、スキのあるあなたを狙っています。
- 見知らぬ人から声をかけられたり、誘われたりしたときは、はっきりと断り、決してあいまいな態度はとらないようにしよう。
- モデル・タレントなどあなたの夢につけ込んでくる犯罪者もいます。スカウトされ、興味があっても、決して一人で付いて行かず、保護者と一緒に対応しよう。
- 道をたずねるふりをして、近づくチカンに注意しましょう。
- やさしい態度・親切な言葉づかい・かっこいい車、たとえ知った人でも、一旦車に乗ってしまえば、あなたは動く密室に閉じこめられたのも同じです。



自転車安全利用の手引き

第1章 自転車の現状について

自転車は道路交通法上では、車両に該当するため、車道を通行することが原則です。

自転車は環境にも優しく便利な交通手段ですが、近年では暴走運転による歩行者との事故や、自転車同士の事故が問題になっています。

交通ルールを守ることは、自分の生命を守るにつながります。

自転車の安全で正しい乗り方をしっかり覚えて、楽しく自転車に乗りましょう。

第2章 自転車安全利用5則について

自転車の基本的な通行ルール

自転車は道路交通法で車両とされています。違反すると法律により罰せられることがあります。

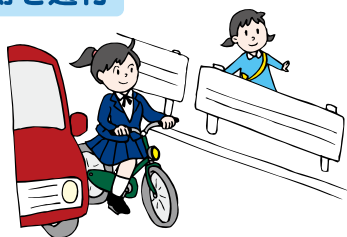
1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

罰則 3箇月以下の懲役又は5万円以下の罰金(道路交通法第17条)



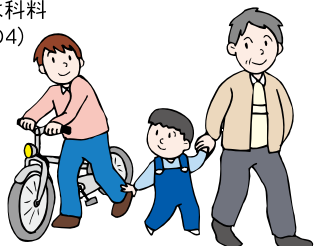
2 車道は、左側を通行

罰則 3箇月以下の懲役又は5万円以下の罰金(道路交通法第17条)



3 歩道は、歩行者優先で、車道寄りを徐行

罰則 2万円以下の罰金又は科料(道路交通法第63条の4)

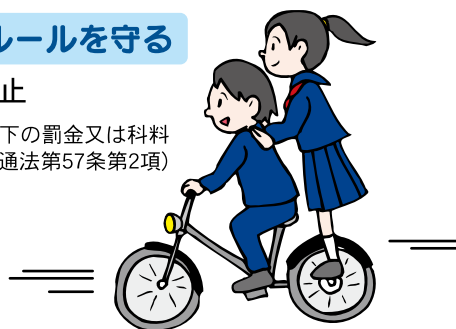


上の標識のある歩道は自転車が通行できますが、歩行者の邪魔になるときは一時停止しましょう。

4 安全ルールを守る

二人乗り禁止

罰則 2万円以下の罰金又は科料(道路交通法第57条第2項)



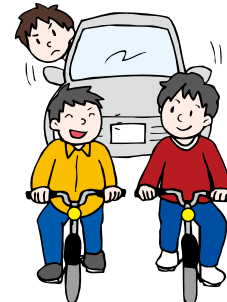
夜間はライトを点灯

罰則 5万円以下の罰金(道路交通法第52条)



並進の禁止

罰則 2万円以下の罰金又は科料(道路交通法第19条)



5 子どもは、ヘルメットを着用



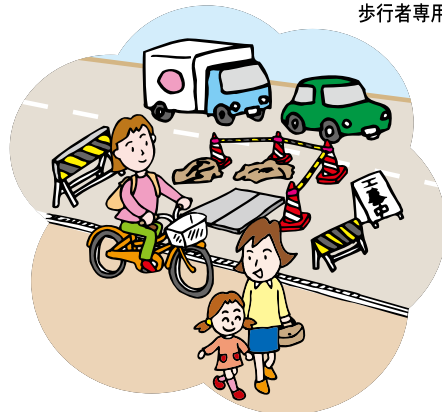
第3章 歩道は、歩行者優先で、車道寄りを徐行！

自転車は道路交通法上「車両」であり車道通行が原則ですが、次のような場合には歩道通行が認められています。

- ①「自転車通行可」の標識があるとき
- ②児童・幼児(13歳未満の者)や70歳以上の高齢者、身体に障がいのある人が運転するとき
- ③車道または交通の状況に照らして自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められるとき
たとえば…
 - ・道路工事や連続した駐車車両のため車道の左側の通行が難しいとき
 - ・車の交通量が非常に多く、車道の幅が狭いため車との接触の危険があるときまた、歩道では、歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。



自転車及び歩行者専用の標識



第4章 おしチャリについて

福岡市では、みんなが安心して歩道を歩けるよう、人通りが多い歩道では自転車を押して歩く“おしチャリ”を推進しています。

WHAT? “おしチャリ”ってなに?

“おしチャリ”とは、みんなが安心して歩けるよう、人通りが多い歩道では、自転車を押して人と歩こうという運動です。

WHY? なぜ自転車を押して歩かないといけないの?

法律の上では、自転車は車道を通るものとされています。歩道内では、「自転車通行可」と指定されたゾーンのみ自転車で通行可能です。しかも、自転車通行可であっても歩行者の安全が第一です。歩行者の通行を妨げず、安全性を高めるにも、福岡市では自転車を押して歩く“おしチャリ”を推進しています。



【おしチャリのサイン】



【チャリエンジェルズ】

第5章 ながら運転は絶対にやめよう！

- 傘さしながら運転
 - 携帯電話を使用しながら運転
 - イヤホンなどで大音量で音楽などを聴きながら運転
- いずれも交通ルール違反です！5万円以下の罰金！

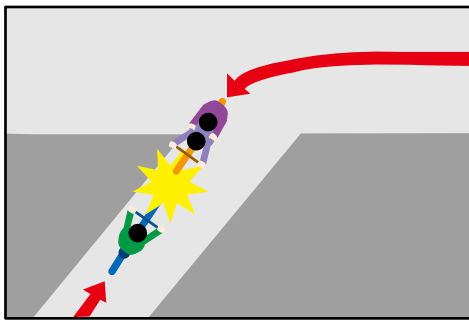
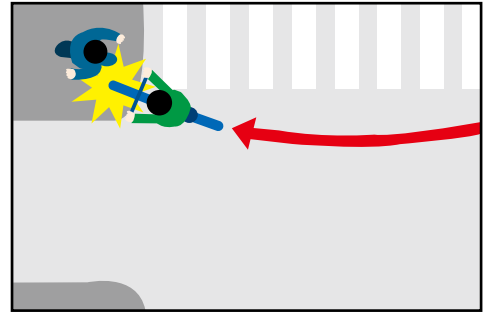


第6章 自転車事故の代償について

交差点を渡ったあと、歩道進入時に歩行者に衝突！

- 交差点を渡って歩道に進入する際に減速・安全確認を怠り、横断を始めようとしていた歩行者に衝突し、重傷・後遺障害を負わせた。

損害賠償 約**2,100万円**



二人乗りで右側通行、対向自転車と正面衝突！

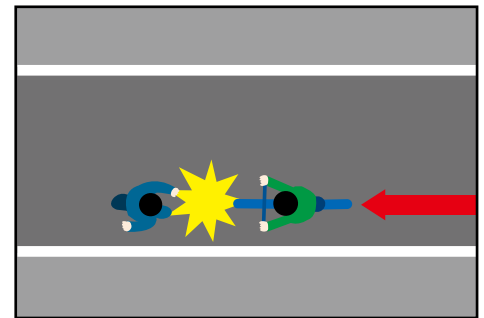
- 二人乗りで無信号交差点を大回りで左折して交差路の右側部分に進入し、対向の自転車と正面衝突、重傷・後遺障害を負わせ、死亡に至らしめた。

損害賠償 約**3,500万円**

無灯火・脇見で歩行者の発見が遅れて衝突！

- 夜間、ライトを備えていない自転車で自転車歩行者専用道を通行中に脇見をし、前方にいた歩行者に衝突、重傷・後遺障害を負わせた。

損害賠償 約**4,000万円**



点検・整備を受け、「TSマーク付帯保険」など自転車の保険に入りましょう！

自転車安全整備店で点検・整備(有料)を受けると、傷害保険と賠償保険がついたTSマークを貼ってもらえます。保険期間は点検日から1年間です。

年に1回、自転車安全整備店で点検・整備を受け、保険の更新をしましょう。



第一種 TS マーク
(青マーク)



第二種 TS マーク
(赤マーク)

区分	傷害保険		賠償責任保険
	入院15日以上	死亡、重度障害	死亡、重度障害
第一種 TSマーク	一律 1万円	一律 30万円	限度額 1,000万円
第二種 TSマーク	一律 10万円	一律 100万円	限度額 2,000万円

※詳しくは自転車安全整備店にお問い合わせください。

TSマークのほかにも、各種自転車の保険があります。補償内容等を確認の上、万が一に備え、自転車の傷害保険・賠償保険に加入しましょう。

第7章 乗車前点検について

自転車に乗る前は、次の要領で点検をして、悪い部分があったらきちんと整備しましょう。
自分で点検・整備ができない場合は、自転車安全整備店で点検・整備をしてもらいましょう。

①サドル…○しっかり固定されているか。

○またがったとき、両足のつま先が地面に着くように調節されているか。

○またがってハンドルを握ったとき、上体が少し前に傾くようにサドルとハンドルが調節されているか。

②ハンドル…前の車輪と直角に固定されているか。

③ペダル…曲がりなどのために、足が滑るおそれはないか。

④チェーン…緩み過ぎていないか。

⑤ブレーキ…前・後輪ともよく効くか。

※時速10キロのときブレーキをかけてから
3メートル以内で止まれるか。

⑥警音器…よく鳴るか。

⑦前照灯…明るいか。 ※10メートル前方がよく見えるか。

⑧尾灯や反射器材…付いているか。後方や側方からよく見えるか。

⑨タイヤ…空気が十分に入っているか。すり減っていないか。

⑩その他…方向指示器や変速機がある場合は、よく作動するか。

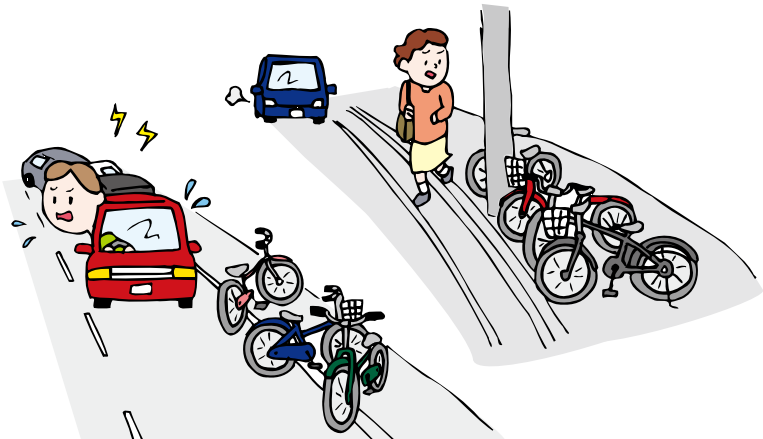
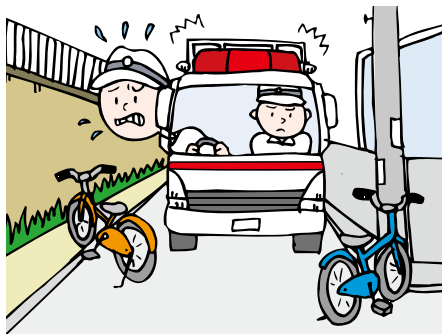


第8章 迷惑駐輪の禁止について

○歩行者の通行の邪魔になります。

○交通の流れを妨害します

○緊急車両の活動を阻害します。



放置禁止区域

放置禁止区域とは、自転車を止めてはいけない場所のことで、その場所は、福岡市の条例で定められています。

放置禁止区域に自転車を止めておくと、歩行者が歩道を通行できなくなり、車と接触して事故が発生したり、火災や事故などが発生した時に、消防車や救急車が通行できなくなります。

自転車を止める時は、必ず自転車置き場等の決められた場所に止めましょう。



メ モ

A series of horizontal lines for writing, consisting of 20 evenly spaced lines.

発行 福岡市市民局

生活安全課(防犯・交通安全) 711-4061

防災・危機管理課(防災) 711-4056

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号